



慌てないで！災害後に増える 住宅修理のトラブル

突然事業者が来訪し、「お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。放置すると雨漏りがする。すぐ直さないと大変なことになる」などと不安をあおり、契約を急かせる住宅修理に関する相談が多く寄せられています。



出典：消費者庁イラスト集



注意

台風や大雨・大雪、地震などの自然災害の発生後にトラブルが増える傾向にあります。注意してケロ！

《ひとこと助言》

○工事の必要性、工期や費用が適正なのか、すぐに判断するのは難しいため、その場で契約せず、複数の事業者から見積もりを取って検討しましょう。不要な場合はきっぱりと断りましょう。

○事業者からの訪問や電話勧誘を受けて契約した場合、クーリング・オフできる可能性があります。困った時は早めにお近くの消費生活相談窓口、または、『消費者ホットライン188番』に相談してください。



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

金融庁ワニー参事官 知事表敬訪問

レッツ
金融経済教育

ストップ
投資詐欺



8月1日(金)、金融庁で資産形成の促進と金融経済教育の推進を担当する参事官に任命された公式キャラクターの“ワニー参事官”が「地域における金融経済教育のさらなる充実に向けた連携強化」のため、知事を表敬訪問しました。

金融経済教育の無料講師派遣など詳しくは金融経済教育推進機構(J-FLEC)ホームページをご覧ください。



※J-FLECは金融経済教育を推進するため、法律に基づいて設立された中立・公正な認可法人です。



金融トラブルに関する研修会のお知らせ



金融詐欺等をはじめとした金融トラブルについては、手口の巧妙化や SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の普及等により、高齢者から若年層に至るまで、誰が被害者になってもおかしくありません。

置賜消費生活センターでは、昨今の金融詐欺等の被害状況(どのようなトラブルがどれくらい多いか等)や具体的な手口、その対策を知る研修会を開催します。

どなたでも参加可能ですので、参加を希望される方は置賜消費生活センターまでお気軽にお問い合わせください。

- ① 日 時 令和7年10月3日(金) 午後1時30分から午後3時30分まで
- ② 場 所 置賜総合支庁本庁舎 2階講堂(米沢市金池七丁目1-50)
- ③ 内 容 「金融トラブルの実情 ～具体的な手口とその対策～」 ほか

※参加を希望される場合は、9月19日(金)までご連絡ください

金融トラブルをわかりやすく紹介するケロ



9月・10月の消費生活法律相談日

- 9月11日(木)
- 10月9日(木)

午後1時30分から
午後3時30分まで

弁護士が無料でアドバイスします。

事前予約が必要です。置賜消費生活センターまでお問合せ下さい。

置賜消費生活センター

〒992-0012

米沢市金池7-1-50(置賜総合支庁1階)

《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00

《電話番号》0238-24-0999

消費者ホットライン188番も
ご利用ください

ホームページはこちらから→

